

## 緊急時対応広報連絡会議設置要領

(設置)

第1条 災害など緊急時のデジタル媒体を使用した情報発信に迅速に対応し、その媒体の特性を生かした広報を行うため、緊急時対応広報連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) デジタル媒体の管理・運用に関すること。
- (2) 緊急時の情報発信に係る連絡調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次に職にある者をもって組織する。

- (1) 総務局市長公室危機管理課長
- (2) 総務局市長公室防災対策課長
- (3) 市民局市民自治推進部地域安全課長
- (4) 市民局市民自治推進部広報広聴課長

2 座長は、市民局市民自治推進部広報広聴課長が務める。

(会議)

第4条 連絡会議は、座長が必要と認めるときに招集する。

2 座長は、連絡会議において必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、市民局市民自治推進部広報広聴課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年8月22日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

この要領は、平成27年4月1日より施行する。